

議案第54号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。

6～11 略

(初任給調整手当)

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。

6～11 略

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万4,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万800円

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万4,300円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万700円

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 (次号に掲げる職員を除く。)

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ネ 略

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、通勤のため四輪の自動

(3)・(4) 略

2・3 略

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ネ 略

車を使用し、及び駐車場（職員の経済的負担を考慮して人事委員会規則で定めるものに限る。）の利用に係る料金を負担することを常例とするもの 前号に定める額に1月当たりの当該料金の額に相当する額（人事委員会規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が1,000円を超えるときは、1,000円とする。）を加えた額

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるものの

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるものの

うち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第4号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。

4～9 略

（宿日直手当）

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行わ

うち、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第3号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。

4～9 略

（宿日直手当）

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,200円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行わ

行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万1,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

（再任用職員等についての適用除外）

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

れる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万800円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

（再任用職員等についての適用除外）

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用し

ない。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、<u>第4条の6</u>、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 略</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、<u>第6条の2</u>、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 略</p>

2 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

2 第4条、第4条の3、第5条、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(再任用職員についての適用除外) 第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	(再任用職員についての適用除外) 第25条 第6条から第9条まで、 <u>第11条</u> 及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 略

- 2 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

しない。

(任期付職員についての適用除外)

第25条の2 略

- 2 第6条から第9条まで、第11条及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日における昇給等の特例)

- 2 この条例の施行の日の前日から引き続き職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）である者に係る平成31年4月1日における職務の級及び号給の決定については、その者が同日以後に新たに職員と

なったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。